

新宿区国民健康保険条例改正案の概要

1 保険料率等の改定（条例第15条の4、第15条の12、第16条の4）

区 分		改正案	現 行	増減	増減率
基礎分	所得割	7.14/100	7.25/100	△0.11/100	△1.52ポイント
	均等割	39,900円	39,900円	据置	—
	賦課割合	58:42	58:42	据置	—
	限度額	630,000円	610,000円	20,000円	3.28%
後期高齢者 支援金分	所得割	2.29/100	2.24/100	0.05/100	2.23ポイント
	均等割	12,900円	12,300円	600円	4.88%
	賦課割合	58:42	58:42	据置	—
	限度額	190,000円	190,000円	据置	—
介護納付金分	所得割	1.96/100	1.66/100	0.30/100	18.07ポイント
	均等割	15,600円	15,600円	据置	—
	賦課割合	57:43	54:46	—	—
	限度額	170,000円	160,000円	10,000円	6.25%

2 保険料の減額（条例第19条の2）

区分		改正案	現 行	増減
基礎分	7割減額	27,930円	27,930円	据置
	5割減額	19,950円	19,950円	据置
	2割減額	7,980円	7,980円	据置
後期高齢者 支援金分	7割減額	9,030円	8,610円	420円
	5割減額	6,450円	6,150円	300円
	2割減額	2,580円	2,460円	120円
介護納付金分	7割減額	10,920円	10,920円	据置
	5割減額	7,800円	7,800円	据置
	2割減額	3,120円	3,120円	据置

3 賦課限度額の見直し(条例第15条の8、第16条の5及び第19条の2)

基礎賦課限度額について「61万円」を「63万円」に、介護納付金賦課限度額について「16万円」を「17万円」に改め、保険料の減額を規定する条項においても賦課限度額を改める。

4 介護納付金分の賦課総額に対する所得割及び均等割の賦課割合の改定
(条例第16条の4)

介護納付金分の賦課総額に対する所得割及び均等割の賦課割合を所得割について「100分の54」を「100分の57」に、均等割について「100分の46」を「100分の43」に改める。

5 法令改正等に伴う条例改正

国民健康保険料均等割額の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の見直しに伴う規定の整理について（条例第19条の2）

国民健康保険料の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を28.5万円（現行：28万円）に引き上げる。

② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を52万円（現行：51万円）に引き上げる。